

軽自動車税の課税・税額改正のお知らせ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

持ち主の変更、廃車、転出、盗難に遭った場合などは、3月31日(木)までに手続きを行ってください。
 ※原付バイク等を廃車にするときは、必ずナンバープレートを取り外してください。

問い合わせ

- 125cc以下の原付バイク、小型特殊車
⇒資産税課 ☎24-1111
- 二輪小型車
⇒佐世保自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2084
- 軽二輪、軽三輪、軽四輪 ⇒軽自動車協会 ☎31-1385

身体障がい者等の軽自動車税の減免

身体障害者手帳を所有する人や、公益のために使用する軽自動車を所有し、かつ一定の条件を満たす法人などは、期間中に申請すると軽自動車税の減免が受けられる場合があります。詳しくはお尋ねを。

申請期間 4月4日(月)～5月31日(火)の平日

税額の改正について

平成28年度から原動機付自転車や二輪車などに新税率が適用されます。三輪以上の軽自動車についても、車種や対象車両によって経年車重課や軽課が適用されます。新しい税額は以下のとおりです。

平成28年度からの税額改正(原動機付自転車、二輪車など)

車種	旧税額 ⇒ 新税額
原付1種(50cc以下)	1,000円 ⇒ 2,000円
原付2種乙(90cc以下)	1,200円 ⇒ 2,000円
原付2種甲(125cc以下)	1,600円 ⇒ 2,400円
ミニカー	2,500円 ⇒ 3,700円

車種	旧税額 ⇒ 新税額
小型特殊(農耕用)	1,600円 ⇒ 2,400円
小型特殊(その他)	4,700円 ⇒ 5,900円
軽二輪	2,400円 ⇒ 3,600円
二輪の小型自動車	4,000円 ⇒ 6,000円

平成28年度からの税額改正(三輪以上の軽自動車)

車種	経年車重課を除く、平成27年3月31日以前に取得した車両の税額(旧税率)	平成27年4月1日以後に新規で取得した車両の税額(新税率)	(注)初度検査年月から14年を経過した月の属する年度以後の年度分の車両の税額(経年車重課)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
軽四輪貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
軽四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円

(注)初度検査年月は車検証に記載。平成28年度は、初度検査年月が平成14年以前の車両が経年車重課の対象となります。

軽課(三輪以上の軽自動車で、平成27年4月～平成28年3月に取得し、一定の環境性能を有するもの)

車種	平成28年度の税額	車種	平成28年度の税額
電気軽自動車など	自家用 1,300円	電気軽自動車など	自家用 2,700円
	営業用 1,000円		営業用 1,800円
平成27年度燃費基準+35%達成車	自家用 2,500円	平成32年度燃費基準+20%達成車	自家用 5,400円
	営業用 1,900円		営業用 3,500円
平成27年度燃費基準+15%達成車	自家用 3,800円	平成32年度燃費基準達成車	自家用 8,100円
	営業用 2,900円		営業用 5,200円

※軽課は平成28年度だけ適用。ガソリン車・ハイブリッド車は平成17年排出ガス基準値75%低減達成車に限ります。

☎資産税課 ☎24-1111

市制施行・中核市移行記念式典



本市はことし市制施行114周年を迎えます。記念式典では地方自治や社会福祉、教育文化などさまざまな分野で功績があった人を市政功労者として表彰します。また、4月からの中核市移行を記念する式典や講演会も開催します。市民の皆さんの参加をお待ちしています。

とき 4月1日(金)10時～12時

ところ アルカスSASEBO・中ホール

内容

- 中核市移行事務引継式
- 市政功労者表彰式
- 中核市移行記念講演
- 総務省自治行政局市町村課長 海老原諭氏 「中核市と新たな広域連携について」(予定)
- ☎(式典)秘書課 ☎24・1111
- ☎(中核市)行財政改革推進局 ☎24・1111

市職員採用試験

- 試験日 4月10日(日)
 試験会場 市役所4階・全員協議会室
 受付期間 3月7日(月)～25日(金)
 ※郵送は25日(金)必着。
 募集職種 保育士
 採用予定 2人
 受験資格 昭和56年4月2日以降に生まれ、保育士・幼稚園教諭の両方の免許を持つ人
 ※合格後、平成28年6月1日から勤務できる人に限ります。

試験案内・申込書の配布場所

市役所玄関案内、6階・職員課、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
 ※市ホームページからもダウンロードできます。



☎職員課 ☎24-1111

3月、4月の休日窓口をご利用ください

引っ越し時期の混雑を避けるため、ご利用ください。

開庁日時

3月27日(日)、4月3日(日)
 ※9時～17時。

窓口	取り扱い業務
戸籍住民課(本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録等 ※広域交付住民票の取り扱いはできません。
保険料課(本庁舎1階)	転入・転出に伴う国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課、納付相談
学校教育課(本庁舎11階)	新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談
子ども支援課(すこやかプラザ4階)	児童手当、児童扶養手当、乳幼児等福祉医療、保育所入所相談

ほかの関係機関への問い合わせが必要な手続きは、後日あらためて来庁していただく場合があります。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

4月から市営バスのダイヤ・運賃を改定します

市営バスでは、利用者が減少傾向にある中で今後も公共交通を維持していくため、4月1日(金)からダイヤと運賃を改定することとしました。利用者の方にはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

ダイヤの改定

便数を約10%減らします(3月下旬にバス停に掲示)

運賃の改定

約10%増額します(主な改定内容は表のとおり。認可後に変更となる場合があります)

区間	現行⇒改定後(予定)
初乗運賃	大人150円⇒170円 小人 80円⇒90円
佐世保駅前～相浦棧橋	400円⇒440円
佐世保駅前～動植物園前	290円⇒320円
佐世保駅前～矢峰	270円⇒300円
佐世保駅前～黒髪	210円⇒230円
佐世保駅前～天神	190円⇒200円
佐世保駅前～山手町	190円⇒200円

☎交通局業務課 ☎25-5111

成人の8人に1人が抱えている慢性腎臓病(CKD)を知っていますか

慢性腎臓病(CKD)とは、慢性に経過する全ての腎臓病のことです。国内でも患者数は1330万人(20歳以上の成人の8人に1人)いると考えられており、新たな国民病ともいわれています。生活習慣病やメタボリックシンドロームとの関連も深く、誰もがかかる可能性があります。また、腎臓は体を正常に保つ重要な役割を担っていて、腎臓の機能が低下するとさまざまなリスクが発生します。

放置すると末期の腎不全に

進行するにつれて現れる症状には、むくみや貧血、倦怠感、夜間尿などがあります。しかし、CKDの怖いところは、病気の初期には自覚症状がほとんどなく、気付いたときには既に腎不全になってしまう場合があることです。腎臓はあるレベルまで一度悪くなると、自然に治ることはありません。適切な治療を行わず放置したままにしていると、腎機能が低下して腎不全に陥り、人工透析(腎臓の代わりに血液をきれいにする治療法)が必要になります。

腎臓に優しい生活習慣を心掛けましょう

CKDは尿検査、血液検査で早期に発見することができます。日頃から腎臓に優しい生活習慣を心掛けるとともに、定期的に健康診断を受診することが重要です。

CKDを予防するための7つの生活習慣

- ① 肥満を解消しましょう
 - ② 規則的な生活を心掛けましょう
 - ③ 塩分の取り過ぎを控え、バランスの良い食事を心掛けましょう
 - ④ 適度な運動をしましょう
 - ⑤ 感染症に注意しましょう
 - ⑥ たばこは吸わないようにしましょう
 - ⑦ 高血圧や糖尿病などはきちんと治療しましょう
- ※治療中の人は主治医の指示に従ってください。



健康づくり課 ☎24-1111

「ひきこもり」の理解と対応方法

ひきこもりとは、さまざまな要因の結果として社会参加から逃げ、6カ月以上にわたって家庭などにとどまり続けている状態をいいます。ストレスを上手に解消できずに疲れたり、ストレスが大きすぎて自分ではどうにもできないときに、それ以上ストレスをためないように他人との接触を制限し、殻に閉じこもって自分を守ろうとします。これが「ひきこもり」といわれる状態です。

ひきこもりは本人や家族に影響

ひきこもっている本人の心理状態は周囲には伝わりにくく、「甘え」「怠け」と見られることが多いため、他人を信用することができなくなります。また、「自分はだめな人間だ」などと自己評価が低くなり、意欲の低下から一人で苦しむ人も多くいます。家族も不安や心配から疲れきってしまい、社会から孤立しがちになります。

ひきこもり当事者に接するときは

当事者に接するときは、次のことを心掛けましょう。

- ひきこもりの状態を否定せず、ありのままを受け入れて寄り添いましょう
- 本人の考えや思いを否定せず「そうだね」「そう思っているんだね」などと受け答えましょう
- 無理に会話をしようとせず「おはよう」「行ってくるよ」「ごはんだよ」などの言葉を掛けましょう
- 小言、説教、叱責、世話焼き、行動の管理は避けましょう
- どうしても自分の気持ちを伝えたいときは、「わたし」を主語にして肯定的な表現で話し掛けましょう
- ひきこもりのことを考えない時間を作り、趣味やスポーツなど自分自身のために時間を使いましょう
- 多様な生き方があることを認めましょう

抱え込まず、関係機関に相談を

精神疾患などが背景にある場合もあります。本人や家族だけで悩まず関係機関に相談しましょう。

【相談機関】

- 長崎県ひきこもり地域支援センター ☎095-846-5115
- フリースペースふきのとう ☎25-6222
- 障がい福祉課 ☎24-1111

障がい福祉課 ☎24-1111

証明書等のコンビニ交付がスタート

本市では、1月からマイナンバー(個人番号)カード(以下マイナンバーカード)を利用した証明書等のコンビニ交付を開始しました。コンビニ等に設置してある端末(マルチコピー機)にマイナンバーカードをかざし、案内に沿って操作すると、証明書等が窓口よりも100円安く交付されます。市役所に足を運んだり、申請書に記入したりする必要がなくて、早朝から夜間まで取得でき大変便利です。どうぞご利用ください。

対象者

本市に住民票があり、マイナンバーカードを持つ人(利用者証明用電子証明書付きに限る)

取得できる証明・料金・利用時間

種類	手数料	利用時間
住民票の写し	200円	6時30分～23時 ※年末年始除く。
印鑑登録証明書		
所得課税証明書	350円	平日9時～17時
現在戸籍の写し		
現在戸籍の附表の写し		

※所得課税証明書は本市に所得情報がある人だけ。

※戸籍関係の証明書は本籍が本市の人だけ。

利用可能なコンビニなど

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど

マイナンバーカードを取得しましょう

交付にはマイナンバーカードが必要です。取得していない人は、この機会にぜひ申請してください。11月ごろから各世帯に送付した通知カードと一緒に、申請に必要な書類を同封していますので、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ① 申請書類などを郵送する
 - ② パソコン・スマートフォンで申請する
 - ③ 申請書類を持って市役所や支所の窓口に行く
- ※マイナンバーカードの受け取り方法は申請方法異なります。①②は指定の受け取り場所(市役所、各支所、宇久行政センター)で、③は自宅に郵送します。

※詳しくはお尋ねください。

戸籍住民課 ☎24-1111

固定資産税についてのお知らせ

固定資産税にかかる土地・家屋価格などの閲覧・縦覧

- 内容**
- ① 帳簿の縦覧＝平成28年度の固定資産税(土地・家屋)の基礎となる評価額が記載された帳簿を見ることができます
 - ② 台帳の閲覧＝平成28年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額等が記載された課税台帳を見ることができます

- とき**
- ① 4月1日(金)～5月2日(月)
 - ② 4月1日(金)～来年3月31日(金)
※平日8時30分～17時15分。

- ところ**
- ①②とも資産税課、各支所、宇久行政センター
 - ※①の支所、宇久行政センターは管内分だけ。

- 対象**
- ① 納税者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)
 - ② 納税義務者とその同居家族(5月6日☎以降は委任状が必要)、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸契約書等が必要)

※窓口では本人確認のため、運転免許証などの身分証明書の提示が必要です。また、納税通知書や課税明細書を持っている人は持参してください。

固定資産税路線価と標準宅地の価格の閲覧

- とき** 4月1日(金)以降の平日8時30分～17時15分
- ところ** 資産税課、6階・行政資料閲覧コーナー

資産税課 ☎24-1111

市立総合病院は4月1日から「佐世保市総合医療センター」に変わります

診療報酬や医療制度の変更などさまざまな医療環境の変化に迅速に対応できるよう、市立総合病院は4月1日をもって経営形態を地方独立行政法人に移行します。これに伴い、名称を「佐世保市総合医療センター」と改めます。病院の名称は変わりますが、病院の場所や受診方法はこれまでと変わりません。法人に移行した後も、地域の基幹病院として地域に必要な医療の安定的で継続的な提供に努めます。これからも市民の皆さんに親しまれる病院を職員一丸となって目指しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

総合病院総務課 ☎24-1515

医療政策課 ☎24-1111